

# 新型コロナウイルス感染症の分類が 5類へ移行します

わたしたちの暮らしは  
どうなるの？



5月8日(月)から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、「2類相当」から季節性インフルエンザと同様の「5類」に移行します。5類へ移行すると、これまでの措置が下表のとおり変更となります。

	2類相当	5類
外出自粛の要請などの行動制限	あり	なし
入院勧告の有無	あり	なし
就業の制限	あり	なし
医療費の自己負担	全額公費負担	一定の公費支援は、 期限を設けて継続
医療提供体制	発熱外来などの限られた 医療機関での受診	幅広い医療機関で受診できるよう 段階的に拡大
ワクチン接種	全額公費負担	引き続き自己負担なし (令和5年度中)

# 新型コロナウイルス感染防止 「5つの基本」を習慣に!

5類移行後も  
感染対策を!

<b>自宅療養 医療機関受診</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱、下痢、嘔吐、発疹などの症状が出てきた場合には、自宅で療養し、症状が改善しない場合には医療機関を受診しましょう。</li> <li>高齢者や重症化リスクが高い人と会うときは、体調管理に気を付けましょう。</li> </ul>
<b>場面に応じた マスクの着用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時はマスクを携帯し、マスクの着用を呼び掛けられている場面では、できるだけ着用しましょう。</li> <li>咳エチケットの実施を心掛けましょう。</li> </ul>
<b>換気 三密の回避</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不特定多数の人がいるところでは、換気をしましょう。</li> <li>人との間隔を空けることや、すいている時間や移動方法の選択、人の少ない場所の利用などによって呼吸器感染症の感染リスクを下げることができます。</li> </ul>
<b>手洗い習慣</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事前、トイレの後、家に帰ったときには20～30秒程度かけて流水とせっけんで丁寧に手を洗いましょう。適切な手指消毒も有効です。</li> </ul>
<b>適度な運動・ 適切な生活習慣</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙など、適切な生活習慣を理解し、実行することが大切です。特に基礎疾患のある方は、かかりつけ医などのアドバイスを参考に、体調管理に気を付けましょう。</li> </ul>

参考：第118回(令和5年3月8日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード

お問合せ●保健福祉課健康づくり係 ☎76-3185

令和6年  
4月採用

# 町職員募集!

## ■職種・採用予定者数

- ①一般行政職上級 若干名
- ②保健師 若干名

※他の職種の募集は、広報たこ7月号で掲載予定です。

## ■受験資格

- ①一般行政職上級
  - 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。
  - 平成14年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した方。(令和6年3月までに卒業見込みの方を含む)
- ②保健師
  - 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和6年春季までに資格取得見込みの方。

## ■試験日 7月9日(日)

## ■試験会場 香取市立佐原中学校

## ■申込書の配布

- 4月17日(月)から役場2階の総務課で配布しています。[午前8時30分～午後5時15分]
- ※土・日曜日・祝日は、日直にお申し出ください。
- 町ホームページからもダウンロードできます。
- 郵送により申込書を請求する場合は、住所・氏名を記した返信用封筒(角形2号)に120円分の切手を貼って、同封してください。

## ■申込書の受付

- 5月17日(水)～31日(水)
- 役場2階の総務課で受け付け(土・日曜日を除く)
- ※郵送の場合は、5月31日(水)の消印まで有効です。



## ■申込書の配布・受付時間

午前8時30分～午後5時15分



詳しくはこちら

お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611  
(〒289-2292 多古町多古584番地)

# 奨学資金の返済免除制度のご案内

町では、高校生から大学生までを対象として、経済的な事情により就学が困難な方を支援するための「奨学資金貸付制度」があります。〔貸付金額●大学・短期大学などは月額3万円以内、高等学校などは月額2万円以内〕一定の要件に該当した場合に、申請により返済が免除となる「返済免除制度」もあり、返済の負担を軽減して生活の安定を図ります。

## ■返済の免除要件

- 多古町に住所がある方
- 就業している方
- 町税の未納が無い方

## ■免除となる期間

- 奨学資金の返済期間(借り受けた期間の2倍の期間)において、左記の免除要件に該当している期間
- ※免除期間中に町外への転出などにより免除要件を欠く場合には、その後の返済が発生します。

## ■奨学資金制度

詳細は広報たこ2月号P8、もしくは町ホームページをご覧ください。

## ■奨学資金の基金への寄付

奨学資金の返済免除制度を運用するに当たり、毎年基金残高が減少しております。将来にわたり長く免除制度を維持していくため、皆さまからの奨学資金の基金への寄付をお願いいたします。

寄付をいただいた場合には、寄附金控除など税法上の優遇措置が受けられます。

お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611



詳しくはこちら

